

コピーライトの史的展開(5)

—成文法の制定とその影響—

白 田 秀 彰

評判の悪かった検閲制度との分離を果たすことで、コピーライトは、独立の権利としての確立を模索することになる。その過程で積極的な推進役をはたしたのは、またしても書籍業カンパニーだった。「国王大権」も「国家の治安」という大義名分も使えなくなった彼らは、1643年の請願と同じように「学問の振興」という題目を持ち出すことにした。出版業の隆盛が学問の振興に貢献する理屈である。

1704年のディフォーの小冊子が示したように、文筆家だけでなく、政府内部でもコピーライトを「著作者の権利」として把握するようになっていたから、この時期に著作者たちが団結して行動していたならば、あるいは後世のコピーライトの発展を全く異なったものにしていただかなかつた。しかし、コピーライトの母体だった書籍業カンパニーの影響力が、制定法上のコピーライトの性格を決定することになったのである。

1709年制定法¹は、その最初の保護期間が満了するまでの20年間近く、ほとんど忘れ去られていた。この期間、イギリスの出版業では寡占化が進み、それと同時にコピーライトも寡占され、制定法によって補強されたコピーライト制度は出版業の独占を支えることになる。こうして、制定法の効力というよりも市場支配の力により、ロンドンの書籍業界は安定期を迎えた。この状況において、書籍業者たちは、制定法を軽んじ登記を懈怠した。一方、大法官府は、制定法に基づかない根拠の曖昧な救済を与え続けたのである。

14 成立過程

庶民院に提出された請願の中で、学芸の振興という名目が付加されたものは、1707年2月26日に現れた²。その内容は次のようなものである。

本を執筆するために、学識のある人物は多大な時間と多額の費用を費す。そして、権利の譲受人によって印刷させるために、かなりの額の報酬と引き換えに、あるいは彼自身と彼の家族の利益のために一部分の権利を残して、著作者は原稿を譲渡するのである。そしてまた、譲受人にしても、そのような彼らの財産を当てにして、彼らの死後残される妻や子供たちのための準備をしているのである。しかし、近年そのような財産が、同じ書籍をイギリスで印刷している、あるいは海外で印刷して輸入している他者によってひどく侵害されている。このことが、社会に大変役に立つ執筆の仕事から人々を遠ざけ、権利者たちに多大の損害を与えているのである……

…従って、著作者から獲得される、あるいは著作者に残される書籍に存在する財産権を保護するための法律を求める³。

この請願は、著作者の財産保護を理由にして、取引上の財産権の安全を保護するように誘導しているが、請願書を提出した人物が、13人の書籍業カンパニーの中心人物だったことから、保護の対象として重視されているのが著作者ではなく「譲受人」「購入者」であることがわかる。

表1：1707年に請願を行った人物たち⁴

氏名	役職 (西暦)		版權売却 の実績	仲買		大衆出版 への従事
	幹事長	上幹事		卸	印刷	
Edward Brewster	1689, 90, 92	1687		○		○
Daniel Browne	1713	1711		○	○	
Richard Chiswell			○	○		
Robert Clavell	1692, 98	1686		○		○
Freeman Collins		1707, 08, 10, 12		○		○
Timothy Goodwin					○	
Charles Harper	1708	1699				
Henry Mortlock	1690, 97	1690, 91, 94		○		○
William Rogers				○		○
Samuel Roycroft		1708				
Jacob Tonson				○	○	○
Benjamin Tooke		1688		○	○	○
John Walthoe	1725, 26	1721, 22	○		○	○

四季税徴収役(Renter Warden)の項を省略した。

徴収役の経験があるのはClavellだけで、それは1691年のことである。

これらの人物は、いずれも大量の出版物を取り扱う大手の書籍業者たちだったのである。

この請願に対応して、2月28日には草案がトファン(Richard Topham)議員から提出されている。3月4日には、王立図書館、二大学、およびコットン図書館(Cottonian Library)への納本が草案に盛りこまれ、さらにシオン(Sion)大学への納本が追加された。この草案は、3月18日に委員会の修正を受けて再び庶民院に送られたが、審議が2週間延期されたまま、立ち消えとなった⁵。

1709年12月には、1707年請願とほぼ同一内容の請願が、16人の書籍販売業者から議会に提出されている⁶。これに応じて、1710年1月11日に再び文学的財産(literary property)保護のための草案が上程された。その草案は「学問を振興し、正当な所有者の書籍の版についての財産権を保護するための法案⁷」と題されており、著作者についての言及はなかった⁸。草案が上程されると、書籍業カンパニーの幹部は、特別の補佐役会を開催し、「カンパニーのための条項を盛りこむ」ことが可決された。そして、立て続けに請願が議会に提出されたのである。記録として現存している請願書は4通あり、そのうち3通は印刷されたもので、1通は議会記録に残されているものである。印刷された3通は、ほぼ同じ内容のものである⁹。

第一の請願、「学問を振興するための法案について、栄誉ある庶民院へ申し上げる書籍販売業者たちの請願¹⁰」の内容は次のようなものである。(1)この法案はコモン・ロー上の権利を承認するものである。(2)しかしながら、コモン・ローは十分な保護を与えていない。(3)かつて1662年の制定法によってコモン・ロー上の権利が認められていたとき、それによって、安価な書籍、適正な価格の書籍の出版が盛んだった。(4)仮にこの法案が否決されたならば、書籍業界は崩壊するであろう。(5)書籍業界は、検閲の廃止以来長年にわたって不法行為に抵抗してきた。(6)仮に印刷業界が崩壊したら、市民は利益を享受できないだろう。(7)この法案は出版の自由を制限するものではない。すなわち、

「[コピーライトの権利者]が希望しなければ彼の版を登記しないのだから、何人も従属させられることにはならない。また、著作者の許可がなければそのようなこと[登記]もできない。したがって、出版所はこの法の下でもかつてと同じ程度に自由なのである。一方、登記されていない書籍や小冊

人はほとんどの場合[保護に値するほどの収益が見込めないような種類の
ものであるから]海賊出版の被害にあうこともない。]

着目すべき点は、(7)の「この法律が出版の自由を制限しない」と主張している点である。この主張が、もはや検閲制度を復活させるつもりではなかったトーリー党穏健派とホイッグ党で構成された議会の目を欺くための言い訳だったとしても、検閲制度と自分たちの取引の安定の維持という目的が、必然的に結合するものでないことに書籍業者たちは気がついたのである。そして自分たちが享受している利益は「コモン・ロー上の権利である」と主張しているのである。実際にコピーライトがコモン・ロー上の権利であると認められたのは1774年のことであるが、当時の社会を覆っていた既得権益を絶対視する雰囲気¹¹に強く訴える主張だった。

第二の請願、「学問を振興し、正当な所有者たちの書籍の版についての財産権を保護する法案について、栄誉ある庶民院へ加えて申し上げる論点¹²」では、書籍業者たちは、彼らのいう「コモン・ロー上の権利」を主張し、前回の請願よりもややあからさまに自分たちの享受している利益を永久の財産権として承認するように求めている¹³。

第三の請願、「議会に提出された、書籍販売業者たちの版に関する権利、またそれぞれの書籍の印刷に関する独占的権能の事例¹⁴」では、もはやこの請願が公の利益のためのものであるという粉飾を捨ててしまった。そして、コモン・ローの下では、いかなる人物でも財産権を獲得すれば、それが土地に対する権利であろうと、版に対する権利であろうと、それを永久に享受することができる、と主張している。「今や自由は、この古くから続く、そして合理的な慣習を根元から破壊しようとしている、この慣習を効果的に維持するためには、議会の制定法を除いて他に途がないのである¹⁵。」

この請願に対応して作成された草案は、1710年2月2日に第二読会に付されて、全院委員会に提出された。委員会で、いくつかの修正がなされた。この委員会での修正をみると、書籍業界の影響力がどのように働いたのかが見てとれる。

修正の顕著な部分が第1段落冒頭および第3段落冒頭である。

Whereas *the liberty which* Printers, Booksellers, and other Persons have of late frequently taken *in* [the Liberty of] Printing, Reprinting, and

Publishing, or causing to be Printed, Reprinted and Published Books, and other Writings, without the Consent of Authors thereof, in whom ye undoubted Property of such Books and Writing as the product of their learning and labour remains or of such persons to whom such Authors for good Considerations have lawfully transferred their Right and title therein is not only a real discouragement to learning in general † which in all Civilized Nations ought to receive ye greatest Countenance and Encouragement † but it is also a notorious Invasion of ye property of ye rightful [or] Proprietors of such Books and Writings, to their very great Detriment, and too often to the Ruin of them and their Families:.....That where any Author shall hereafter Compose or write any book or books and shall reserve to himself ye Copy or Copies of Such book or Books share or Shares thereof Or any Bookseller printer or other person who hath already purchased or acquired or shall hereafter purchase or acquire ye Copy or Copies of any Book or Books Share or Shares thereof in Order to print or reprint ye same That in any or either of these Cases from and after the Thenth Day of April, One thousand seven hundred and ten, the Author of any Book or Books already Printed.....¹⁶

† sic

イタリック体の部分は草案から削除された部分で、[] で囲まれた部分は追加された部分。

削除された部分を訳すならば、

彼らの学問と労働の成果として、それら書籍と著述に存する疑いなき財産権が帰属する[著者]、あるいはそれら著者が正当な報酬と引きかえに、そこに存する彼らの権利と権原を移転した者の同意なく[勝手に出版されることは]全ての文明国家において一般的に多大な賛同と奨励を受けるべき学問の振興を真に阻害するものであるだけでなく、正当な財産権への甚だしい侵害なのである.....

今後、そのような書籍を著作し執筆した著作者で、かつ自分自身にその書籍の版を残しているもの、または版の持分を保有しているもの、あるいは出版または再版の目的で、すでに書籍の版または持分を獲得し、購入した、

もしくは今後獲得し、購入するいずれの書籍出版業者、印刷者、またはその他の人物は以下のいずれの場合でも.....

削除された部分は、いずれも著作権者の財産権について述べた部分であり、著作者がコピーライトの保有者として存在し得ることをほのめかす部分が選ばれている。著作者が権利の全体あるいは一部分を保有することは、書籍業界が注意深く独占を進めていたコピーライト取引の仕組みの中に、著作者が介入することを意味する。このため、この条項は、書籍業者たちには受け入れられないものだったのである。

以上のような委員会での修正を受けて、2月25日に草案が庶民院に戻された¹⁷。庶民院では、さらにスコットランドからの海賊版に罰金を科すための条項を盛りこむなどの修正がなされた¹⁸。この庶民院の修正で、草案の表題は「印刷された書籍の版の著作者または購入者にその版を帰属させることで学問の振興をはかる法案¹⁹」と変更された²⁰。この変更によって後に、権利が原始的に権利者に帰属しており、法律はそれを保護する (securing) のか、あるいはこの法律によって付与される (vesting) のかが論争になる。しかし、いずれにしても、この草案で初めて著作者が法律の考慮の中に入ったのである。この草案は3月14日に、表題に「規定された期間に限り」(during the times therein menthioned)という文言が追加され、3月16日に貴族院に送られた。

貴族院では、3月16日に第一読会に付されたが、次の審議は3月24日まで延期された²¹3月24日に第二読会がなされ、委員会に付託された。3月30日に全院委員会が開催され、4月3日に69人から構成される特別委員会で審議され、翌日以下の修正が加えられて庶民院に戻された。

1. 趣意文の「not reserved to himself....」とされていた部分を「not Transferred to any other....」²²と変更。
2. 書籍の価格高騰を規制する条文を追加。
3. 納本図書館に4つのスコットランドの大学を追加。
4. 納本義務者を印刷者でなく出版者とする。
5. ギリシャ語、ラテン語、その他の外国語の書籍の輸入・販売を自由とする。
6. 14年間の保護期間の終了時に著作者が生存していた場合、独占出版と公表の権利が著作者に帰還し、さらに14年間の保護が与えられるとす

る²³。

そして、1710年4月5日に協議会(conference)が設けられ、“Copyright Act of 1709”あるいは“Statute of Anne”と呼ばれるようになるこの法律は、この議会で成立した23の法律の一つとして成立したのである。1.について検討する。変更箇所を含む部分と対となる部分で、1710年4月10日以後に出版される書籍の保護について言及していることから、この部分は1709年制定法が施行される以前に出版された書籍の取り扱いについての規定であり、さらに変更箇所に続いて書籍業者たちが獲得した権利について規定していることから、この変更箇所は、すでに出版された書籍の著作権者の権利について述べた部分であることは明らかである。そこで、制定法となった1709年制定法の原文にあてはめると、草案のままならば、版を売却して、もはや自分自身で版を保有していない著作者も保護されると読み、一方、修正された表現であれば、版を自分自身で保有している著作者のみが保護されると読める。

2月の委員会審議で削除された部分とつき合わせて考えれば、当初の案では、1710年4月10日以前に著作者から出版者に譲渡された版についても、何らかの保護を著作者に与えようとしていたが、委員会によってその部分が趣意文から削除され、さらに残っていた「著作者に残存していない」版についても保護を与えるとする部分が委員会の削除に合わせて変更されたとするのが最もわかりやすい説明になるように思われる。

15 1709年制定法

1709年制定法は11条から成り、次のような構成になっている。

1. すでに書籍を出版した著作者で、かつその版を譲渡していない者、および版を獲得している書籍出版業者、またはその他の者は、1710年4月10日以降、21年間にわたり印刷の独占的権利を獲得する。まだ未刊行ではあるが、すでに執筆された版、あるいはこれから執筆される版の著作者、およびその著作者から版の譲渡を受けた者は、最初の公表のときから14年間にわたり印刷の独占的権利を獲得する。権利者の承諾なく権利者の版を出版した者、および知りながら販売した者は違反品の没収および一頁あたり1ペンスの罰金を科す。
2. 版は出版される前に書籍業カンパニーの登記簿に登録されなければ、こ

の法律の保護の対象とならない。登記はカンパニーの事務員の署名による認証によって行われ、費用は6ペンスとする。登記簿の閲覧に関しては無料とする。

3. 書籍業カンパニーの事務員が登記を懈怠した場合、版の権利者は2人の信用ある証人によって懈怠が証明されるならば、官報への広告掲載によって登記がなされたのと同様の保護を受ける。登記を懈怠した事務員には20ポンドの罰金を科す。
4. 1710年3月25日以降販売されている書籍について、価格が不適正に高価である場合、何人も指定された裁判所および機関に高額で書籍を販売している業者を出頭させ審問させることができる。その審理において価格が不適正に高価であるとされた場合、監督機関の署名捺印つきの書面によって価格を制限し、その旨官報に掲載させる。この措置に反した場合は1冊あたり5ポンドの罰金を科す。
5. 1710年4月10日以降出版された書籍について、印刷業者は出版に先立ち、最上の紙質で印刷された書籍9冊を指定された図書館への納本のために書籍業カンパニーに提出する。書籍業カンパニーの在庫管理者は図書館司書の要求から10日以内に納本する。この規定に反した場合は、納本されなかった書籍の価格に加えて1冊あたり5ポンドを罰金として科される。
6. スコットランドにおいて損害賠償を請求される者は、スコットランド民事上級裁判所 (Court of Session) で審理される。
7. この法律の規定は、海外で印刷されたギリシャ語ラテン語その他の外国語の書籍の輸入・販売を禁止しない。
8. 個人によって提起された訴訟で被告が無罪となった場合、被告は被った損害の賠償を原告に請求し得る。
9. この法律の規定は、すでに継続して出版し今後も出版を継続する大学の特権および個人の権利に適用されない。
10. この法律に規定された侵害 (Offence) についての訴追は、侵害行為がなされたときから3ヶ月以内に行われなければ無効である。
11. 前述の14年間の保護期間が終了したときに著作者が生存していれば、印刷の独占的権利は著作者に帰還し、さらに14年間の保護が与えられる。

これまで見てきた成立過程をふまえて、1709年制定法の性格を検討する。

15. 1 取引秩序維持

1694年に印刷法が廃止されてから、ロンドンでは海賊版が横行し、さまざまな誹謗文書が飛び交った。1709年制定法は、書籍業カンパニーからの海賊版禁止の請願に対応して作られたものであるから、当然に目的の一つは書籍取引秩序の維持だった。これは同法1条と2条に規定されており、権利者の承諾なく出版することを禁止し、出版前に登記を行うことを要求している。

一時的に登記は検閲に必然の制度として利用され、現在でも出版物の登記を検閲制度と結合して考える向きがある。しかし、これまで見てきたように、登記制度は、占有が不能なコピーライトを市場で取引する場合の権利者明認方法として自然発生したものである。このことからわかるように、コピーライトの権利関係を調整する前提として、登記制度は不可欠なものなのである。誰が権利者であるかわからないときに、いかにして1条で要求されているように「権利者の承諾」を得ることができるだろうか。

この登記簿の整備を前提に、権利保護の仕組みとして、書籍業カンパニーが伝統的に行ってきた独占出版権の付与という手法を採用した。著作者の保護と学問の振興だけを目的とするならば、政府の補助金による手法もとりえたはずである。しかし、それをしなかったのは、出版業界の取引秩序の安定に伴って著作者への経済的利益の還元が増大するという間接的な回路で、「学問の振興」という目的が実現されると考えたからである。実際、1709年制定法が施行されてから著作者への報酬額が増大したという²⁴。また、この手法の方が言論の自由を維持するという裏側の目的ともよく適合するのである。

登記制度が必要なものであるとしても、書籍業カンパニーの登記簿を使用する必要はなかったかもしれない。というのは、書籍業カンパニーの登記簿が古い歴史を持っているとはいっても、その内容が不完全だったことは、これまで見てきたとおりだからである。それゆえ、現在のアメリカのように著作権局を新設して、そこで登記簿を一元管理するように規定してもかまわなかったはずである。しかし、カンパニー側の強い要望で書籍業カンパニーの登記簿が使用されることになった。これに対応して、書籍業カンパニーが登記事務から不当な利益を挙げたり、恣意的な権力を揮えないように配慮がなされている。まず、

書籍業者のコピーライトでは、登記にカンパニーの監事の認証が必要だったが、これは廃止され、この法律の効果としてコピーライトが与えられることに変更されている。また、2条後半で登記時に「6ペンスちょうどを支払うこと (Six Pence shall be Paid, and no more)」や、「費用や支払無しに (without any Fee or Reward)」登記簿を閲覧できると規定するように、カンパニーの事務員が登記費用6ペンス以上の金銭を要求しないよう、あるいは登記者が賄賂を贈らないよう規定している。また、3条でカンパニーの事務員が登記を懈怠した場合のカンパニーに依存しないコピーライトの獲得方法や、事務員への処罰規定が置かれている。

また立法者は、9条を置くことで、書籍業カンパニーが確立してきた諸慣習を著しく破壊しないように配慮している。9条は字句どおりに解釈すると理解困難な条文である。「前述の大学が保有する、または保有すると主張する....すでに印刷されてきた、またはこれから印刷されるあらゆる版の印刷または再版に関する既得権を侵害しないため、また権利を確認するために、この法律のいかなる規定も拡大適用されない²⁵」という部分は、長年継続してきた印刷に関する大学の諸特権を維持する規定であると理解できるが、大学と並んで既得権を認められる「あらゆる人物」(any Person or Persons)がどのような人物であるのかが明らかでない。書籍業者たちは、いずれも多数の古典作品を印刷してきたし、またこれからも印刷するつもりだった。さらに彼らはこれらの古典作品の出版権を主張してきたのだから、この規定にも該当し得るわけである。しかし、この規定を書籍業者に適用するならば、21年間の保護期間の規定が意味を失う。

この曖昧さのために、後のミラー対テイラー (Millar v. Taylor) 事件で、この条文が、著作者のコモン・ロー・コピーライトを保護したものと主張されるのであるが²⁶、これは、大学の既得権と並列して規定されていること、さらに文言の構造が、1662年印刷法の18条および22条に規定されている、大学の既得権への適用除外および国王勅許で既得権を持っている者への適用除外と類似していることから、この条文も1662年印刷法18条、22条と同様に理解されるべきものである。したがって、これは、国王勅許によって認められてきた出版に関する諸特権をこの法律で排除するものではないことを規定したものである。

以上のように、1709年制定法は書籍業カンパニーが作り上げてきた書籍取引秩序を確認する内容となっている。

15. 2 独占禁止

これまで述べてきたように、国王大権や書籍業カンパニーの営業統制力によるコピーライトの保護は、独占の弊害を生み出してきた。したがって、1709年制定法のもう一つの目的は、出版市場における独占の排除だった。

1709年制定法以前では、国王勅許による場合を除き、コピーライトによる保護を受けられるのは書籍業カンパニーの構成員に限られていた。カンパニーの構成員以外は、登記することができなかつたために、多数の著作者が自分のコピーライトを出版者に売却せざる得なかつた。しかし、1条と2条を見ると、著作者が原始的に自分の版について独占出版権を保有する他に、彼からコピーライトの譲渡を受けた人物ならば誰でも独占出版権を保有することができることになっている。そして登記簿への登記をすることができる人物について何らの制限もない。そこで、閉鎖的な「競り」によってコピーライトが大手の書籍業者たちの内輪から外に漏れ出さないようにすることができたとしても、1条と2条があるかぎり、しだいに書籍業者たち以外にもコピーライト保有者が現れるのは避けようがない。

また、コピーライト保護に時間的制限を設けたことが注目される。勅許による保護を除くと、書籍業者たちの間で、所有権と全く同一の「永久の権利」として理解されてきたコピーライトに時間的制限が設けられたことは、この法律での重大な変更である。コピーライト保護に時間的制限があるならば、既存のコピーライトについて1732年以降、また、1710年以降に出版された書籍についても1739年以降、そのコピーライトを無断で使用した者を法によって処罰しないことになる。ただし、保護期間満了後の権利の状態については、この法律では何も規定しなかつたので、この点が後に争いとなる。

議会側がカンパニーの独占を排除しようとしていたことを考えれば、これは、コピーライトが永久であることを前提に構築された、書籍業者による独占を廃止するに当たっての執行猶予と見ることができる。事実、独占を廃止するために制定された1623年独占法の規定と1709年制定法の規定は対応しているのである。1709年制定法1条で規定された、既存の版について21年間の独占出版権

を与え、また新たに創作された版について14年間の独占出版権を与えるという規定は、1623年独占法の5条で既存の特権について21年間の猶予を与え、また6条で新規の発明に与える特許を14年間に限ったことと明らかな対応関係を持っている。後に法廷で主張されるように、「著作者に与える一般的特許」としての性格をもっていたことは間違いない。

また、独占に付随する価格の高騰についても対策が設けられている。4条において全ての人に、不当に高額に書籍を販売している業者を告発する権限を与えているのである。ただし、この規定は、議会と書籍業カンパニーとの取引で追加されたと思われる8条と10条で骨抜きにされている。10条で訴追可能期間を3ヶ月に限り、訴追される危険を減少させる一方、8条で、仮に原告敗訴の場合、被告が原告に訴訟費用や損害賠償を請求し得るように規定することで、ほとんどの場合、原告が訴追にふみきらないように配慮されている²⁷。このため、4条は一度も使用されることがなかったのである²⁸。

15. 3 著作者の保護

著作者とコピーライトを獲得した人物の享受する権利について検討してみるならば、11条の「14年の保護期間の終了の後に、コピーライトが著作者に帰還し、再び14年間の保護を受けることができる」という部分を除いて全く同一であることがわかる。

成立過程をみるとわかるように、1710年1月の草案まで議会は著作者の保護に重点を置こうとしていた。しかしながら、法律では著作者が享受する権利を小さくする一方、著作者と同程度に、版を獲得した権利者の保護に重点が置かれている。これは書籍業カンパニーの議会工作の成果であるといえる。しかし、著作者の権利を縮小することは、書籍業カンパニーにとって必ずしも有利な点ばかりではない。この当時、著作者から出版社へのコピーライト移転は、売買契約によって行われ、著作者が保有する権利は完全に譲渡されていた。したがって1740年以降、この制定法上のコピーライトの保護が期間の満了で消滅するときに、書籍業者たちが「永久の権利である著作者の権利が自分たちに譲渡されているのだ」と主張したことからもわかるように、著作者の権利を強化することは、これを譲渡された書籍業者たちの権利を強化することにもつながったはずだからである。

また、仮に著作者がコピーライトを保有したとしても、先に述べたように、出版業者たちは、閉鎖的なコピーライトの取引市場を形成することで実質的に著作者を締め出すことは不可能ではなかった。したがって、書籍業者たちにとって、著作者がコピーライトについて大きな権限を持つことを阻止する以上に重要なのは、永久に存続する財産権としてコピーライトを法に盛りこむことだったはずである。このように考えれば、議会側がコピーライトの保護期間に時間的制限を設ける代わりに取引材料として、著作者の権利を草案から削減したと考えることが自然である。議会は著作者の権利を確立する以上にコピーライトに時間的制限を設けることを優先したのである。

以上のことから見て、草案の段階で目的とされたのは次の三点であることがわかる。優先順位で並べるならば(1)検閲を復活させず出版業界の取引秩序を確立する、(2)大手書籍業者の市場独占力を排除する、(3)著作者の権利を拡張し学問を振興する、ということになる。これが書籍業カンパニーとの交渉の過程で、(3)の目的が大きく後退した。すなわち、より重要な(1)(2)の目的を維持するために取引材料にされたのである。

バターソンは1709年制定法を「取引秩序維持のための法律であり、書籍業カンパニーの独占を排除するための法律だった²⁹」と結論している。筆者もこれに賛成する。ただ、彼は(3)の目的を小さく評価しているが、これまでたどってきた制定過程から判断する限り、議会側の意図としては(3)の目的も十分に視野にはいていたのだと筆者は考える。しかし、(3)を譲歩しても(1)(2)の目的を優先させたという点で彼の主張は正当なものである。また、バターソンは「この法律で与えられた保護は版の所有権から導かれたものではなく、まして著作者の自然権から生じたものではない³⁰」と主張する。これまでのたどってきた歴史を見れば、1709年制定法で与えられた保護制度は、1620年代に確立した書籍業カンパニーの慣習に基礎を置くものであることが明らかであり、この点でも彼の主張に賛成する。

16 問題点

16. 1 権利内容の曖昧さ

これまでの論述でも訳語に迷った「版」(copy, copies)について、この法律でも定義がなされなかった。この単語はあるときは「作品」を指し、あるとき

はその作品に対する「権利」を指すのに用いられた。出版者たちは著作者から原稿を買取っていたので、当然にそれは所有権(ownership)の目的物、すなわちコピーライトそのものであると理解していただろう。しかし、この「版」が訴訟の目的として争われるようになる1730年代以降には、それがいかなるものかを改めて問いなおさなければならなくなっていた。

また、権利者が「印刷の独占権および自由」(sole Right and Liberty of Printing)を一定期間保有すると規定されているものの、その期間が終了した後、その権利が延長されない(and no longer)と規定する以外、「版」がどのように扱われるのか何ら規定しなかったのである。このため、1709年制定法の保護期間についての規定は、二通りに解釈することができた。コピーライトがこの法律によって与えられると考えるならば、1710年以前のコピーライトは1732年に失われ、1710年以後に発生した著作権は1739年以後順次失われると解釈される。一方、1710年法が保護しているのは、この法律の成立以前から存在していたコモン・ロー・コピーライトであると考えれば、コピーライト侵害に罰則を与えるという制裁の効力について時間的制限が規定されているのであると解釈することも可能だった。

議会側の目的は前者の解釈だったが、書籍業者側にしてみれば、コピーライトが彼らの財産として150年にわたって継続してきた事実があった。そうであるならば、それはすでにコモン・ロー上の権利だと主張することも無理ではなかったのである。

16. 2 国外海賊版

1709年制定法は、イギリス(イングランドとウェールズ)に適用される国内法だったから、イギリスの出版物がアイルランドやスコットランドで海賊出版されても処罰することができなかった。(6条の規定は、スコットランドの業者がイギリス国内において1709年制定法の規定に反した場合に、損害賠償請求訴訟をスコットランドの裁判所で行うことを規定しているのみ)ただ、そうした海賊版が販売目的でイギリスに輸入されたとき、初めてそれは処罰の対象になったのである。また、権利者が侵害を排除し損害を賠償させるためには、侵害行為が行われた後に、差止請求をしたり金銭債務訴訟を提起するしかなかった。したがって、イギリスの辺境地域にさまざまな経路から侵入して来る海賊

版を逐一訴追することはほとんど不可能だった。

17 書籍業界の変化

17. 1 著作者たちの試み

1709年制定法が与えた進歩的影響は、著作者の方に顕著だった。少なくとも趣意文の冒頭に著作者が権利の源泉として謳われたことは、彼らの権利者意識を向上させたのである。

1715年以降、著作者自身の費用による出版が一時的に増加する。これは、自らの作品による利益をなんとか自らのものにしようとする著作者たちの努力の現れだとみることができる。1710-1773年の間に、160人の書籍業者以外の人物が、印刷業者に印刷を依頼して315冊の書籍を出版している³¹。当時の書籍販売業界の主な取扱品目は、依然としてシェイクスピアやミルトンなどの、安定した人気を維持している、すでに古典化した作品であり、全く新しい出版物が刊行されることはそれほど多くなかった。その中で315種類の新しい出版物が、書籍業者以外の人物から出版されていることは、決して少ない数ではない。

こうした出版は、18世紀の終わりまでには衰退してしまう。その原因は、複雑な出版業界の流通経路を十分に活用できず、経営的に成功しなかったという理由もある。しかしそれ以上に、書籍業者たちが、こうした個人出版書籍を積極的に宣伝しなかったのも大きな理由である³²。書籍業者たちは、出版事業に際して、わずかでもコピーライトの持分を持っており、積極的に宣伝し販売量を増やすことで、取り扱いから生じる利益の他にコピーライト持分に応じた配当金を期待することができた。ところが、このような個人出版からは配当金の利益が期待できないのであるから、煩わしい宣伝などするはずがなかったのである。

また、個人出版において経営的危険を避けるために、「注文出版」(retail subscription)と呼ばれる形態が生じた。すでに印刷されている書籍の版について、書籍販売業者たちの間で注文者を募り、未製本の印刷の状態で売却したのに始まり、最終的には、印刷するしないが決定される以前に、書籍のコピーライトの持分への加入者を募集することになった。これらの二つの方法は出版者たちの間では、「卸売」(wholesaling)、「コピーライト加入」(copyright subscrip-

表2：著作者自身による出版数³⁸

年(1700)	'00-09	'10-19	'20-29	'30-39	'40-49	'50-59	'60-69
自己出版	0	14	61	96	69	47	14
注文出版	0	2	22	19	10	7	4

tion)と呼ばれた³³。しかし、この注文出版形態も18世紀の終わりには衰退してしまっただけでなく、その理由は、注文者から前金を受け取ったものの出版されないなどのトラブルが多かったからである³⁴。また、個人出版と同様に書籍販売業者たちが積極的に宣伝をしなかったことも原因として挙げられる。

このように個人出版はなかなか困難であり、著作者たちは結果的に書籍販売業者に従属しなければならなかった。首尾よく第1版の売行が好調であれば、書籍業者たちからコピーライトの譲渡を打診された。面倒ごとを嫌った著作者は喜んでコピーライトを売却してしまった。第1版が著者から出版されていても、第2版以降が、書籍業者から出版されている例がしばしば見られるのである³⁵。

17. 2 学術振興協会

また、コンガーたちが握った流通経路の独占から生じる権力が、一つの試みを排除した例として、学術振興協会があげられる。

1735年に「学術振興協会」(Society for the Encouragement of Learning)と呼ばれる、小冊子出版業者たちが結集した出版協会が設立された。この協会は、コンガーたちの同業者集団が保有していたものとは別のコピーライト系統の集団だった。この協会は、資本金を募り、事務所を設け、専属の事務員をおき、著作者個人に直接に出版の便宜を与え、出版から上がる収益をその費用を除いて著作者に直接与えようとする目的によって設立された。学術振興協会からは優れた出版物がいくつか刊行され、それらの出版事業が企画として失敗していたわけではなかった。しかし、彼らは、書籍流通の部分で大手の書籍販売業者の流通経路を利用するという失敗を犯した。協会の想定した流通におけるそれぞれの業者の取り分の設定が、複雑な慣行によって作られていた既存の書籍流通機構とうまく調和しなかったために、学術振興協会の出版物は書籍販売業者たちの十分な販売促進を受けることがなく、経営的に破綻してしまったの

である。そして学術振興協会は1749年には解散してしまうのである³⁷

17. 3 新しい独占者たち

書籍業界のたどってきた決して平坦ではなかった過去と、やがて到来する1740年以降の「書籍業者たちの戦争」(Battle of Booksellers)と呼ばれるようなコピーライトをめぐる法廷内外での紛争のことを考えれば、1709年制定法の保護が全ての出版物に及んでいた1710年から1730年までの書籍業界は、きわめて平穩だったと言っても言い過ぎではない。

出版取引におけるこの平穩さの理由は、1709年制定法が十分な効力を発揮して書籍取引秩序維持に貢献したからではなかった。むしろ、1710年から1730年の期間に拡大した市場を背景に、大手の書籍業者たちが最も大規模な独占を成功させていたことがその理由なのである。このため、制定法によって海賊版が禁止されているという一点を除いて、1709年制定法は忘れ去られてしまっていた。その証拠に、コピーライトの独占者たちは自分たちのコピーライト取引に部外者が参入することを嫌い、1709年制定法で義務づけられていたコピーライト登記さえ行っていなかったのである³⁸。

また、海賊版の抑えこみに成功したのも、制定法の条文によるというよりも、独占が作り出す権力のおかげだった。建前ではコピーライトは自由に売買されることになっていたが、実際には少数の人間にしかコピーライトの売却は知らされず、相変わらず「競り」による独占が維持され続けていた³⁹。このような理由で、「コピーライトの史的展開(4)」で述べたような書籍仲買業者たちによって構成されるコンガーは、純粋なコピーライト保有者たちのコンガーによって取って代わられたものの⁴⁰、コンガーの業界に対する影響力はますます大きくなり、海賊版を取り扱う小売業者に圧力をかけて海賊版を流通網から排除するという手法を相変わらず使うことができた。1709年制定法の語句など法廷でしか用がないものだったし、法廷に持ちこむ前に海賊業者を破産させるくらい簡単だったわけである。

18 1709年から「書籍業者の戦争」以前までの裁判記録

次に、1709年制定法が実際にどのように運用されたのかを検討するために、1709年制定法が制定されてから「書籍業者の戦争」以前までの裁判記録を概

観する。1712年に大法官府において書籍業カンパニー対パートリッジ (The Company of Stationers v. Partridge) 事件⁴¹が記録されているものの、この事件は1709年制定法の効果をめぐって争われたわけではなく、暦の出版免許をめぐっての事件だった。ここでは、国王が祈祷書の出版権を国王大権に基づいて保有することが確認された。暫定的差止命令が発給されたようであるが、大法官は差止命令の根拠となる権利について何らの言及もしなかったようである⁴²。

1720年代から、国王大権に基づかない通常の出版物について海賊行為の差止を求める大法官府の提訴が見られるようになる。記録に残っている大法官府における事件として、

- ・1722年11月9日 ナプロック対カール (Naplock [Knaplock] v. Curl) 事件

- ・1722年12月11日 トンソン対クリフトン (Tonson v. Clifton) 事件

- ・1729年5月19, 23日 ガリヴァー対ワトソン (Gulliver v. Watson) 事件が挙げられる⁴³。詳細な訴訟記録が残っていないので、事件の背景についてはわからない。しかし、1731年までは1709年制定法の効力によって全ての書籍について保護が与えられていたので、大法官は差止命令の発給をためらわなかったものと思われる。

ところが、ナプロック事件で、大法官マクレスフィールド (Macclesfield) 卿は、被告がプリドー (Prideaux) という人物の『教会委員への説示』(Directions to Churchwardens) という書籍を出版することに対して、本案的差止命令 (perpetual injunction) を発給してしまった⁴⁴。本案的差止命令の発給のためには、本案となっている権利について事実審理が行われ、保護される権利が確定していることが必要とされる。ナプロック事件で本案的差止命令が発給されたことは、1709年制定法の保護期間が満了した後も、差止命令が継続することが暗示されており、後にコモン・ロー上のコピーライトが認められていた根拠の一つとして援用されることになるのである。また、トンソン事件でも、マクレスフィールド卿は、争われている『気のある恋人たち』(Conscious Lovers) が、1709年制定法の保護の要件になっている書籍業カンパニーへの登記がなされていないにもかかわらず、差止命令を発給してしまった⁴⁵。

これらのことから明らかになるのは、大法官府は少なくとも、差止命令の発

給に関して1709年制定法を厳密に適用する必要性を感じていなかったことである。差止命令自体は、大法官府の裁量に基づくのであり、必ずしも1709年制定法に依拠しなければならないものではなかった。しかし、1709年制定法の権利の内容について、裁判所の判断が不明確なまま1730年代を迎えることで、コピーライト概念に混乱をもちこむことになってしまった。

また、暫定的差止命令については、本来ならばそののち訴訟を継続して、モン・ロー裁判所で権利について確定されるべきだったのである。しかし、出版業者たちは差止命令が発給されると満足してしまい、その後の訴訟を継続しなかった。訴訟に多額の費用が必要だったこともあるだろう。しかし、本質的な理由は出版業界の経営形態に起因すると思われる。出版事業では、いかに速やかに在庫本を売却して投資を回収するかが最も重要な問題であり、差止命令が発給されて被告側が印刷物を出荷できなくなった段階で、被告側には回復困難な損失が生じるのであり、それ以上の訴訟を継続する力は残らなかったのである。したがって、差止命令の発給以上の法律判断は出版業者にとっては必要ではなかったのである⁴⁶。

しかし、1709年制定法の保護期間が満了しはじめる1730年代にはいると、しだいに判断に困難が生じるようになる。というのは、1709年制定法の保護が満了した後、コピーライトも同時に消滅するのか、あるいは付加的保護のみが失われるのかについて1709年制定法は何らの規定もおいていなかったからである。1735年6月9日イヤー対ウォーカー (Eyre v. Walker) 事件⁴⁷では1657年に第1版が出版された『人としての全ての義務について』(Whole Duty of Man)の出版が争われた。この法廷で、ジェキル(Jekyll)記録長官(Master of the Rolls)はウォーカーがその書籍を出版することを差し止めてしまった。『人としての全ての義務について』に対する1709年制定法の保護期間は満了しており、いかなる法的根拠に基づいてこの差止命令が発給されたのが問題とされるようになるのである。このような法的根拠が曖昧な差止命令が1735年から1740年の間に連続して発給されるのである。

モッテ対フォークナー (Motte v. Falkner) 事件⁴⁸ 1735年11月26日、大法官タルボット (Talbot) 卿。1701年、1702年、1708年に第1版が出版されたスウィフト (Swift)⁴⁹とポーブ (Pope)⁵⁰の作品について、被告による出版を禁止する差止命令が発給された。1709年制定法の保護期間は満了して

いた。

ワルソー対ウォーカー(Walthoe v. Walker)事件⁵¹ 1736年1月27日、ジェキル記録長官。1704年に第1版が出版されたネルソン(Nelson)の『祭』について、被告による出版を禁止する差止命令が発給された。1709年制定法の保護期間は満了していた。

バレックス対ワトソン(Ballex v. Watson)事件⁵² 1737年11月6日。ゲイ(Gay)の『ポリリー』(Polly)⁵³について、被告による出版を禁止する差止命令が発給された。1761年のトンソン対コリンズ(Tonson v. Collis)事件における原告側弁護士ウェダーバーン(Wedderburn)の主張によれば、それは本案的差止命令だったという。

トンソン他対ウォーカーおよびスタントン(Tonson et Al. v. Walker or Stanton)事件⁵⁴ 1739年5月12日、大法官ハードウィック(Hardwicke)卿。1667年に第1版が出版されたミルトンの『失樂園』について、被告による出版を禁止する差止命令。

これらの差止命令はほとんどが暫定的差止命令(injunction till hearing)であり、いずれもが差止命令が発給された後、訴訟中止(acquiesced under)となっており、確定的なものではなかった。また、明らかに保護期間が満了しているものについても差止命令が発給された理由として、1709年制定法の保護期間を延長するための法案が議会で審議中だったことも大きく影響していると思われる。差止命令は予防目的でも発給可能だったから、議会の制定法で保護期間が延長される可能性があれば、それに基づいて発給することは差止命令の法理に反していない。

以上の事件は、すでに出版されていた書籍についての事件だったが、未出版の作品の出版差止を求める事件も審理されていた。1709年制定法の保護規定は書籍業カンパニーの登記簿に登録された書籍、すなわち出版された書籍について適用されたので、未出版の作品には1709年制定法は適用されなかったのである。しかし、それらの事件についてもやはり差止命令は発給され続けていたのであり、これがコピーライトが1709年制定法で与えられたのではなく、制定法の規定に先行してコモン・ロー・コピーライトが存在することを裁判所が認めていた根拠として主張されることになる。

ウェブ対ローズ(Webb v. Rose)事件⁵⁶ 1732年5月5日、ジェキル記録長

官。原告はウェブ(Webb)の代理人であるが、おそらくウェブと交渉して出版権を獲得した人物であると思われる。ウェブが執筆した『財産権移転の手続』(Precedent's of Conveyancing) という書籍を被告が印刷することを差し止める訴。差止命令が発給された。

ポープ対カール (Pope v. Curl) 事件⁵⁷ 1741年6月5日、大法官ハードウィック卿。ポープとスウィフトの往復書簡を被告が出版することを差し止める訴。差止命令が発給され、その後の審理はなかった。

フォレスター対ウォーカー (Forrester v. Walker) 事件⁵⁸ 1742年6月13日、大法官タルボット卿⁵⁹。原告自身が執筆した『フォレスター判例集』(Forrester's Report)を被告が出版することを差し止める訴。判例集は法律書の独占出版勅許に該当しており、1709年制定法の適用が除外されていた。差止命令が発給され、その後の審理はなかった。

クィーンズベリー公対シェバー (Duke of Queensbury v. Shebbeer) 事件⁶⁰ 1758年7月31日、国璽尚書(Keeper of the Great Seal)⁶¹ ヘンレー(Henley)卿。原告は現クラレンドン伯(Earl of Clarendon)Edward。その父、故クラレンドン伯ヘンリー(Henry)が手稿として書き遺した『王政復古から1667年までのチャールズ2世治世の歴史』(The History of the Reign of Charles the Second from the Restoration to the year 1667) という作品は、故クラレンドン伯の生前に訴外ギュイン(Francis Gwynne)に与えられていた。この譲渡は出版を意図したものではなかった。ギュインは自分がコピーライトを譲渡されているとして、コピーライトをシェバー博士に売却した。シェバー博士がこの作品を出版しようとしたところ、現クラレンドン伯エドワード(Edward)がその作品の財産権は譲渡されておらず、相続によってその財産権が自己に帰属していると主張し、シェバー博士の出版を差し止めることを求めた訴。出版の差止命令が発給された。また、ギュインとシェバー博士は、出版以外の方法でこの作品を自由に利用することが認められた。シェバー博士は後に、不実表示(misrepresentation)の罪でギュインを訴え、ギュインから損害賠償を獲得している。

マックリン対リチャードソン (Macklin v. Richardson) 事件⁶² 1768年。『おしゃれな恋』(Love A-la-mode) の出版を差し止める訴。差止命令が発給された。

これらの記録から、未出版の作品について公表権が著作者に存在していることを、大法官府が認めてきたことがわかる。このことに関しては、後の裁判でもほぼ論争なく承認されたようであり、コモン・ロー・コピーライトの根拠として援用されることになる。ただし、以上の事件（クィーンズベリー公対シェバー事件を除く）については、他の訴訟記録の中の弁論で断片的に引用されているものであり、その詳細は明らかでない。1740年3月6日のギルス対ウィルクックス (Gyles v. Wilcox) 事件⁶³という裁判記録から、やや詳細な記録が報告されている。この事件はホール卿 (Sir Matthew Hole) が執筆した『刑事訴訟の歴史』(The History of the Pleas of the Crown) と呼ばれる書籍の要約本(abridgement)の出版を差し止めることを求めるもので、主として、その要約本が単なる語句の短縮にとどまるものか、あるいは独立の著作物として認められる正当なものが吟味されている。両者の類似点についての判断は事実問題であるので、この点について書籍業カンパニーの幹部が判断することになった。最終的に仲裁が行われ、要約本は出版されることになったようである⁶⁴。

19 小括

以上の検討から、1709年制定法の実態は次のように整理することができる。1709年制定法の目的は(1)書籍業界の取引秩序の維持(2)独占の排除(3)著作者の保護であり、(3)の目的に着目するならば、これは世界最初の近代的成文著作権法といえる。しかし、実際には1620年代から徐々に形成された商慣習を制定法にまとめ、かつ書籍業界のコピーライト独占を排除することが主たる目的であり、むしろ産業統制法というべきものである。この制定法が実際に発揮した効果は、1731年までイギリスの全ての書物の無断複製が禁止されているという一点であると言っても過言ではなく、この制定法を背景にしたロンドンの大手出版業者の市場支配力が取引秩序を安定させていたのである。

訴訟の場面においても事態は同様だった。制定法によって全面的に無断複製が禁止されていたためか、衡平法裁判所である大法官府は保護されている権利の本質について検討するまでもなく、無断複製を行う業者に対して暫定的差止命令を発給し続けた。書籍業者たちは出版の差止さえ獲得すれば、海賊出版業者に大きな経済的損害を与えることができたため、コモン・ロー裁判所に訴え

出てコピーライトの本質について議論する面倒を嫌った。こうした結果、制定法によって保護されている権利がどのような性質のものであるかが、曖昧になってしまったのである。

このように不安定な状態に置かれていたコピーライトは、二つの方向から問題をなげかけられることになる。第一は、ロンドンの書籍業カンパニーの支配力の及ばなかったアイルランド・スコットランドの書籍業者のイングランド進出であり、第二は1732年以降、徐々に1709年制定法の保護が満了した作品が現れ始めたことである。こうして1750年代以降、コピーライトをめぐる紛争は「書籍業者の戦争」と呼ばれるほど加熱し、この混乱のなかでコピーライトとはいかなる権利であるのかがようやく問いなおされるのである。(つづく)

- 1 世界最初の著作権法は1545年にヴェネチアで制定されている。しかし、メディチ家の文化保護政策によって有力者の後援 (patronage) という仕組みに後退し、現代の著作権制度に与えた影響は間接的なものに留まっている。

Frank D. Prager, *A History of Intellectual Property From 1545 to 1787*, 26 J. PAT. OFF. SOC'Y. 711, 719 (1944). このため、1709年制定法は世界最初の近代的著作権法といわれる。この「規定された期間に限り、印刷された書籍の版の作者または購入者にその版を帰属させることで学問の振興をはかる法案」(A Bill for the Encouragement of Learning by Vesting the Copies of Printed Books in the Authors or Purchasers of Such Copies during the Times therein mentioned, 8 Anne, c.19 (1709)の通称は、書籍によって様々で時として混乱を招いていた。

まず、「コピーライト法」(Copyright Act)と呼ばれる場合には、法律の条文に“copyright”という言葉が現れているかと思われがちであるが、実際には“copyright”という言葉は1ヶ所も使われていない。そこで、実質はそうだったとしても「コピーライト法」と呼ぶことは適当でない。次に「アン条令」「アン制定法」(Statute of Anne)と当時のアン女王の名を冠する場合があります、これがよく用いられている。

また、名称に加えられる西暦について“1709”と“1710”が使われている。イギリスでは、国王の即位の日から1年間を治世第1年、次の1年を第2年として数えていた。(上)田中 英夫、英米法総論、675(1980)。この法律が成立したときのイギリスの法的年度は3月25日を境にしており、1710年3月24日までは1709年度であり、同25日から1710年度が開始するというようになっていた。この年の議会は4月初旬まで続いたので、25日以降成立した法律についても1709年度に成立したものとして扱われた。HARRY RANSOM, *THE FIRST COPYRIGHT STATUTE*, 98 (1956)。この法律は1710年4月5日に成立し10日か

ら施行されている。また、この法律の章番号“c.19”についても一定していない。1869年以前の制定法の典拠として一般的な私撰制定法集 1-110 STATUTES AT LARGE, (Danby Pickering and others ed., 1762-1869) をはじめとして、ほとんどの文献で「19章」として掲げられているのだが、制定法の制定年度の公式な一覧である 1 CHRONOLOGICAL TABLE OF THE STATUTES, (Gt, Britain ed., 1981) を参照したところ、「21章」として掲げられていた。

また、1896年以前のイギリスの制定法には「略称法」(Short Titles Act: An Act to facilitate the Citation of sundry Acts of Parliament. 59 & 60 Vict., c.14 (1896)) で略称が与えられており、引用する場合はこれを使用するものと定められている。ところが、この法律を参照したところ、1709年制定法には略称が与えられていなかった。

そこで、イギリス法での一般的な表記“8 Anne, c.19”が、1709年を示すことから、本論では「1709年制定法」という表記を用いる。西暦1710年には同時に多数の制定法が成立しているが、本論文がコピーライトに集中しているので誤解を招く余地はないと思う。また、この法律が実際には1710年に成立したことを記憶しておいていただきたい。

- 2 John feather, *The book trade in politics: the making of the Copyright Act of 1710*, 8 PUBLISHING HISTORY 19, 30(1980).
- 3 RANSOM, *supra* note 1, at 91.
- 4 FEATHER80, *supra* note 2, at 31.
- 5 FEATHER80, *supra* note 2, at 32.
- 6 RANSOM, *supra* note 1, at 91.
- 7 A Bill for the Encouragement of Learning, and for securing the Property of Copies of Books to the rightful Owners thereof.
- 8 RANSOM, *supra* note 1, at 94.
- 9 FEATHER80, *supra* note 2, at 34.
- 10 The booksellers' humble address to the honourable House of Commons, in behalf of the Bill for Encouraging Learning.
- 11 この時期の既得権に対する一般的感情について、3 G. M. Trevelyan, *イギリス史*, 2-3 (大野 真弓 trans., 1975) の中で述べられている部分を引用する。

「実際において名誉革命の表向き目的は、現状の変更ではなくて維持だった。ジェームズ2世は多数の既得権益と特許団体 ---国教会、大学、都市自治体、国会議員選挙区の選挙権、自由土地保有者の財産---に不法な攻撃を加え、国法の効力を否定した。これに対して不可避的に起こった反動によって、名誉革命は不法な攻撃に対抗して既得権益の正当防衛を行うさいに、これらの既得権益を神聖不可侵なものと規定し、その規定がその後140年間にわたって、賢明で合法的な改革さえ行えぬように既得権益をまもることになった。名誉革命の誘引となった不法行為は、既得権益自体を理想化するような情熱を生み出し

たが、それはジェイムズ2世の行動そのものによって、既得権益とイギリス国民の自由の主張がしばらくの間 同一視されるようになったからである。そしてこの理想主義的な情熱はそれを喚起した原因がなくなったあとにも残存した。ジェイムズ2世がその専制政治でふみにじった現行法は、ブラックストン判事や18世紀の人々の盲目的な崇拜の対象となったのである。」

- 12 More reasons humbly offered to the Honorable House of Commons, for the Bill for Encouraging Learning, and for securing proerty of copies of books to the rightful owners thereof.
- 13 FEATHER⁸⁰, *supra* note 2, at 35.
- 14 The Cases of the booksellers' rights to their copies, or sole power of printing their respective books, represented to the Parliament.
- 15 FEATHER⁸⁰, *supra* note 2, at 35.
- 16 *Id.* at 35-36.
- 17 *Id.* at 35.
- 18 RANSOM, *supra* note 1, at 95.
- 19 A Bill for the Encouragement of Learning by Vesting the Copies of Printed Books in the Authors or Purchasers of Such Copies.
- 20 RANSOM, *supra* note 1, at 95.
- 21 *Id.*
- 22 第3段落冒頭
- 23 RANSOM, *supra* note 1, at 96.
- 24 *Id.* at 106.
- 25 nothing in this Act contained shall extend, or be construed to extend, either to Prejudice or Confirm any Right that the said Universities, or any of them.....have, or claim to have, to the Printing or Reprinting any Book or Copy already Printed, or hereinafter to be Printed.
- 26 (1769) 4 Burr. 2334, 2351, 98 Eng. Rep. 219, 227.
- 27 RANSOM, *supra* note 1, at 104.
- 28 John FEATHER, A HISTORY OF BRITISH PRINTING, 74 (1988) (邦訳: 箕輪成男 trans, イギリス出版史,(玉川大学出版部, 1991)).
- 29 LYMAN RAY PATTERSON, Copyright in Historical Perspective, 150 (1968).
- 30 *Id.* at 146.
- 31 Keith Maslen, *Printing for the Author: From the Bowyer Printing Ledgers, 1710-1775*, XXV I I THE LIBRARY 302, 303 (1972).
- 32 PATTERSON, *supra* note 28, at 152.
- 33 KEITH, *supra* note 30, at 307.
- 34 *Id.*

- 35 *Id.* at 305.
- 36 *Id.* at 307.
- 37 Gwyn Walters, *The Booksellers in 1759 and 1774: The Battle for Literary Property*, XXIX THE LIBRARY 287, 297-298 (1974).
- 38 PATTERSON, *supra* note 28, at 152.
- 39 Terry Belanger, *Booksellers' Trade Sales, 1718-1768*, XXIX The Library 281, 281-302 (1975).
- 40 FEATHER88, *supra* note 27, at 75.
- 41 (1712) 10 Mod. 105, 90 Eng. Rep. 107.
- 42 4 Burr. 2403, 98 Eng. Rep. 255
- 43 2 Brown. 138, 1 Eng. Rep. 842.
- 44 1 Black W. 329, 96 Eng. Rep. 183.
- 45 1 Black W. 330, 96 Eng. Rep. 183, 184.
- 46 ただ、1735年から1740年代の訴訟の被告としてたびたび登場するアイルランドの書籍販売業者ウォーカー(Walker)なる人物が全て同一人物だとすると、これだけの訴訟攻撃に堪えることが出来た経営的裏付けについて興味がわくところである。
- 47 1 Black W. 331, 96 Eng. Rep. 184, 2 Brown. 138, 1 Eng. Rep. 842, 4 Burr. 2325, 98 Eng. Rep. 213.
- 48 1 Black W. 331, 96 Eng. Rep. 184, 2 Brown. 138, 1 Eng. Rep. 842.
- 49 Jonathan Swift (1667-1745) イギリスの風刺作家。ダブリンに生まれる。同地の大学に学び政治家テンプルの秘書になった。テンプルの死後アイルランドに戻り、聖職に就きながら小冊子を書き、たびたびロンドンに出て政治的論争に携わった。後に聖パトリック教会の副監督に任ぜられ(1713)政治と文壇とは隠然たる勢力を持ったが、アン女王の死後不遇となり、アイルランドに引退。『ガリヴァー旅行記』(Gulliver's travels, 1726)の作者。
- 50 Alexander Pope (1688-1744) イギリスの詩人。独学で古典に親しみ、幼少の頃から試作を試みた。技巧を重んずる古典主義詩人の第一人者で、簡潔流麗な詩の形式を完成した。その名句は格言としてシェイクスピアについてしばしば引用される。
著作者として1709年制定法による保護を援用した最初の一人。ポーペは書籍業界の内情に詳しく、多くの点で批判的だった。そのため、1709年制定法11条の14年間の保護の後に著作者に権利が帰還し、さらに14年間の保護が与えられるとする規定を率先して援用し、この制度が定着することに貢献した。
- 51 1 Black W. 331, 96 Eng. Rep. 184, 2 Brown. 138, 1 Eng. Rep. 842.
- 52 *Id.*
- 53 John Gay (1685-1732) イギリスの詩人・劇作家。“polly”は、社会の腐敗を風刺し、ロンドンで好評だった戯曲『乞食オペラ』(The beggar's opera)の続編として執筆されたが、上演は禁止された。

- 54 1 Black W. 306, 96 Eng. Rep. 171.
- 55 1 Black W. 331, 96 Eng. Rep. 184, 2 Brown. 138, 1 Eng. Rep. 842.
- 56 3 Swans. 674, 36 Eng. Rep. 1018, 2 Brown. 138, 1 Eng. Rep. 842, 4 Burr. 2403, 98 Eng. Rep. 255.
- 57 *Id.*
- 58 *Id.*
- 59 この記述は1752年のトンソン対ウォーカー(Tonson v. Walker)事件(3 Swans. 674, 36 Eng. Rep. 1018)での記述に基づいている。しかし、タルボット卿が大法官だったのは1737年までであり、また1769年のミラー対デイラー(Millar v. Taylor)事件(4 Burr. 2330, 98 Eng. Rep. 216.)および、1774年の دونالدソン対ベケット(Donaldson v. Beckett)事件(2 Brown. 138, 1 Eng. Rep. 842.)では、これが1741年6月13日の事件であるとされている。
- 60 2 Eden. 329, 28 Eng. Rep. 924, 2 Brown. 138, 1 Eng. Rep. 842.
- 61 1761年までは、Lord Keeper が Chancellor の職務を行った例が多い。
- 62 2 Brown. 138, 1 Eng. Rep. 842.
- 63 (1740) Barn. Ch. 368, 27 Eng. Rep. 682, 2 Atk. 141, 26 Eng. Rep. 489, 957.
- 64 3 Swans. 676, 36 Eng. Rep. 1019.